

大和市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

大和市長 古谷田 力

#### 大和市規則第7号

大和市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第3条第3項に規定する許可期間が1年を超えるものの当該許可期間の終期は、月の末日とする。

第11条中「神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第32条第1項各号」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(2) 法第10条第2項第3号ロの講習会の課程を修了した者

(3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

(4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士である者

(5) 前各号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者  
別表第2建築物の壁面を利用するものの項中「又は物件を設置する」を「物件を設置し、又は投影して表示する」に改め、同表建築物の壁面を利用するもの、壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの、第1種許可地域の項基準の欄中「し、かつ建築物の2階窓下以下とすること」を「すること。ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない」に改め、同欄に次の1項を加える。

6 投影して表示しないこと。

別表第2建築物の壁面を利用するもの、壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの、第2種許可地域の項第1項中「10平方メートル」の次に「又は当該壁面の面積の20分の1のいずれか大きい面積」を加え、同項第2項中「し、かつ建築物の2階窓下以下と」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあつては、この限りでない。

別表第2建築物の壁面を利用するもの、壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの、第2種許可地域の項基準の欄に次の1項を加える。

6 投影して表示しないこと。

別表第2建築物の壁面を利用するもの、壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの、第3種許可地域の項第1項中「20平方メートル」の次に「又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積」を加え、同項第2項中「し、かつ建築物の3階窓下以下と」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。

別表第2建築物の壁面を利用するもの、壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの、第4種許可地域及び第5種許可地域の項第1項中「30平方メートル」の次に「又は当該壁面の面積の10分の1のいずれか大きい面積」を加え、同項第2項中「し、かつ建築物の3階窓下以下と」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物、店舗、事業所等の名称等を表示する広告物にあっては、この限りでない。

別表第2広告塔、広告板等、広告塔及び広告板、第2種許可地域の項から第4種許可地域及び第5種許可地域の項までの項中基準の欄に次の1項を加える。

4 道路上にある場合（前項に該当する場合を除く。）は、下端は、地上4.7メートル（歩道上にあっては、地上3メートル）以上とすること。ただし、市長が公益上必要であり、かつ、道路管理上支障がないと認めたものは、この限りでない。

別表第2広告塔、広告板等、バス停留所の上屋に添かされる広告板の項中「添かされる広告板」を「直接表示し、又は物件を設置するもの」に改める。

別表第2電車、自動車等の外面を利用するものの項を次のように改める。

電車の外面を利用するもの	すべての許可地域	<ol style="list-style-type: none"><li>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</li><li>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</li><li>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</li><li>4 ラッピング広告物（広告を印刷したラッピングフィルムを電車、自動車等の外面に貼り付けることにより表示する広告物をいう。以下同じ。）以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。 (1) 前面及び後面に表示するものは、縦0.6メートル以下横1メ</li></ol>
--------------	----------	--

		<p>メートル以下とし、それぞれ1件以下とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 1の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p>
路線バスの外面を利用するもの	すべての許可地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</p> <p>4 ラッピング広告物以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 後面に表示し、又は設置するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以下とし、1件以下とすること。</p> <p>5 ラッピング広告物は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p>
電車、路線バス以外の自動車等の	すべての許可地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものは、表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p>

<p>外面を利用するもの</p>	<p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に配慮したものであること。</p> <p>4 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>5 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下横3メートル以下とし、1の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>6 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下横1メートル以上とし、1件以下とすること。</p> <p>7 広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示する場合は、前3項の基準は適用しない。</p>
------------------	--

別表第2標識柱（道路標識を除く。）を利用するものの項中「）」の次に「及びバス停留所標識」を加え、同表備考第2項中「及び動光」を「、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の大和市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合するものとして大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。）第3条第1項の許可を受けて表示されている屋外広告物及び設置されている屋外広告物を掲出する物件については、当該許可に係る許可の期間の満了の日までの間は、この規則による改正後の別表第2に規定する基準に適合するものとみなす。

3 この規則による改正後の大和市屋外広告物条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の条例第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。